



姉妹都市塩尻見聞録

●森林と林業の再生を目指す

「信州F・POWERプロジェクト」が

始まりました

長野県は、面積の約8割が森林に覆われ、塩尻市でも約5割を森林が占めています。森林は、木材の供給や災害の防止、水源のかん養など、様々な働きをする社会共通の財産です。しかし、外国産木材との競合や生活様式の変化などにより林業は低迷し、間伐などの手入れが進まず、荒廃した森林が増加するといった深刻な課題を抱えています。

こうした中、森林の再生や木材産業の振興を図るための取り組みとして、民間企業・大学など産学官連携による「信州F・POWERプロジェクト」がスタートしました。

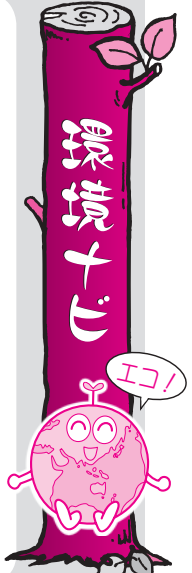
このプロジェクトでは、市内の市有地に、民間企業による最先端の大規模・集中型木材加工施設を整備し、県内から収集された木をフローリング材などに製材して販売することで、森林資源の活用と県産材の普及を図ります。

さらに、木質バイオマス発電施設を併設し、製材で発生する端材や、用材に向かずこれまでは山に放置されていたような間伐材を燃料として発電を行います。この施設で発電された電気は「再生可能なエネルギー」として売電され、その利益は森林整備に還元されます。また、発電の際に発生する熱を地域の農業などに活用し、地域の活性化を図ります。

このプロジェクトの実現により、塩尻市から全国へ向け、森林再生と再生可能エネルギー利用の先進モデルの発信を目指します。平成27年4月の施設稼働に向けて動き出したプロジェクトに、ご注目ください。

塩尻市FPプロジェクト推進室

☎0263-52-0280(内線1220)



●「雑がみ」も資源です

市内の家庭から出される「燃やせるごみ」の中には多くの紙や布が含まれていますが、ごみとして出される紙類をリサイクルに回すことで焼却にかかる燃料の経費を抑えることができます。

「雑がみ」って、どんな紙？

お菓子・おもちゃやティッシュなどの空き箱、コピー用紙やメモ紙類、紙袋、ダイレクトメールなどが「雑がみ」として回収対象となります(※紙コップなどの防水加工されたものは、「雑がみ」ではなく「防水加工紙」として回収しています)。

回収に出すときに注意するとは？

「そのまま紙ひもでしばる」「取っ手が紙製の紙袋に入れて紙ひもでしばる」「雑誌にはすでに紙ひもでしばる」のいずれかの方法でまとめてください。このとき、紙以外のもの(ティッシュの箱のピール部分や窓付き封筒のセロハン部分など)は取り除いてください。

回収区分は、雑誌と同じ扱いとなります。

どうして回収してくれるの？

- 1 小・中学校や子ども会などの集団回収を利用する
 - 2 市の「古紙・古布回収ボックス」を利用する
設置場所：市役所庁舎西側、支所北側駐車場、中遠クリーンセンター
 - 3 市内各所に設置されている民間の業者が設置した回収ボックスを利用する
- 回収品目：新聞、チラシ、段ボール、雑誌・雑がみ、防水加工紙(中遠クリーンセンターでは、「古布」も回収しています)

環境政策課環境衛生係 ☎44-3115

交通安全「リラム」

◆飲酒運転は絶対にやめましょう！

飲酒運転は、法律で禁止されているにもかかわらず後を絶ちません。袋井市でも、平成25年中に飲酒運転で検挙された市民の数は26件となっています。

お酒を飲んでも「少しくらいなら…」、「ばれなければ…」と誤った判断をして、飲酒運転をしていませんか？お酒を飲むと、アルコールの影響で「認知」「判断」「運転操作」の能力が低下するため、重大事故に直結する危険性が高くなります。

事故を起こさなくても、飲酒運転で検挙された場合は免許停止や取り消しの処分が科されるだけでなく、仕事を失ったり生活基盤を失ったりすることにもなりかねません。

「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」と、自らの強い意志で飲酒運転を防止しましょう。

●飲酒運転は、運転者にも周囲の人にも 厳しい罰則が設けられています

◆運転者に対する処罰(罰則)	
酒酔い運転	5年以下の懲役または、100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役または、50万円以下の罰金
◆運転者以外の周囲の責任についての処罰(罰則)	
[車両提供者]	
※車両提供者には運転者と同じ処罰が科せられます。	
[酒類の提供、車両の同乗者]	
運転者が酒酔い運転	3年以下の懲役または、50万円以下の罰金
運転者が酒気帯び運転	2年以下の懲役または、30万円以下の罰金

市民協働課交通政策係 ☎44-3125